

令和3年4月30日成田市規則26号

成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則

成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和
2年条例第40号）の施行期日は、令和3年5月31日とする。